

## 令和5年度 相談員研修行政説明資料

北海道障がい者条例の取組及び  
障がい者に関する法律の概要等について  
～相談員の皆様へ～

北海道留萌振興局保健環境部社会福祉課

## テーマ

- 1 相談員の種類と役割
- 2 障害者総合支援法の概要
- 3 障害者虐待防止法の概要
- 4 障害者差別解消法の概要
- 5 北海道障がい者条例の取組

# 1 相談員の種類と役割

# 身体・知的障害者相談員の業務等

## 1 業務

- (1) 障がい者の地域活動の中核となり、その活動を推進
- (2) ピアカウンセリング(相談に応じ必要な援助を行う)
- (3) 関係機関との連携、その業務に協力

## 2 相談員に寄せる信頼

- (1) 人当たりがよく、親しみやすい
- (2) 話をよく聞いてくれる
- (3) 口が固く、秘密が漏れない
- (4) 幅広い人とのかかわりがあり信頼できる

# 地域相談員の位置づけと役割

## 地域相談員とは

北海道障がい者条例施行規則第15条に基づき、地域の障がい者やその家族、又は関係者などからの日常生活での困りごと等についての相談に応じます。

## 地域相談員の主な業務

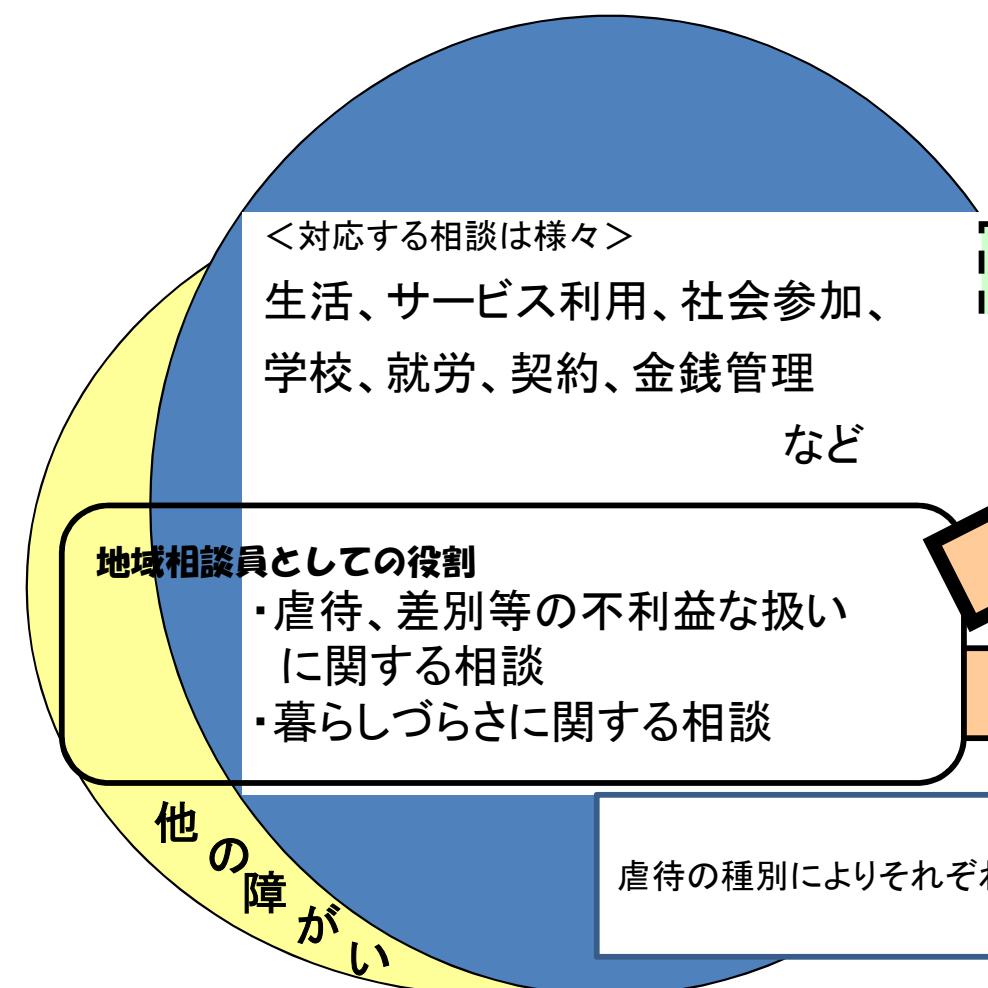
主に障がい者、その家族又は関係者などからの、  
① 障がい者の虐待や差別・不利益な扱いに関する相談  
② 地域で暮らす障がい者の暮らししづらさに関する相談  
に応じ、必要な助言や関係機関に情報提供を行います。

なお、虐待に関する事案（障害者虐待防止法で通報先が定められている場合はその機関に通報が必要）、障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案及びその他障がい者に著しい暮らししづらさがあると認められる事案については、地域づくり委員会に報告することとなります。

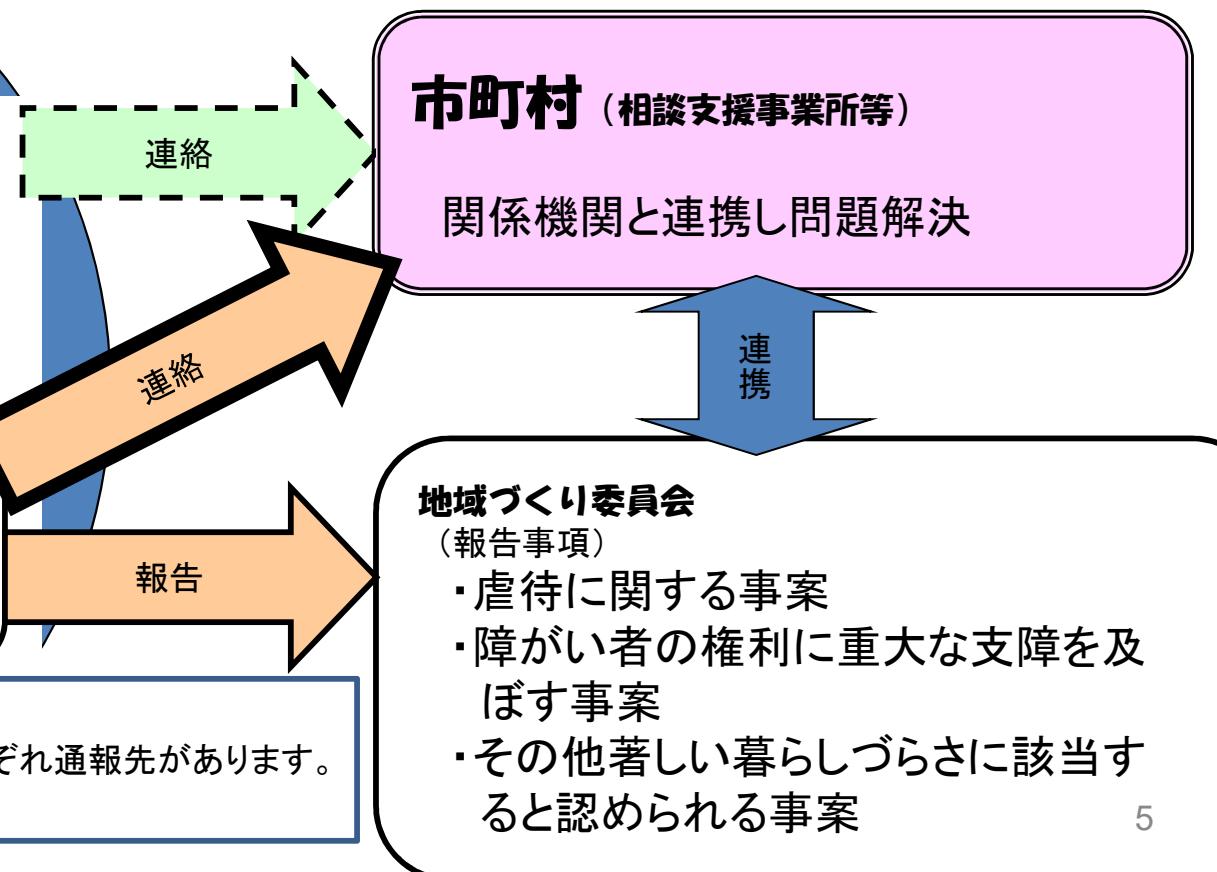
# 地域相談員としての役割

地域相談員の役割としては、障がいのある方や家族などからの相談を受けるという基本的なところは、身体障害者・知的障害者相談員と同じですが、障がいの種別を越えて、暮らししづらさに関する事案などに意識的・重点的に関わり、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すものです。

## ① 障がいのある方々のより身近なところでの相談窓口としての役割

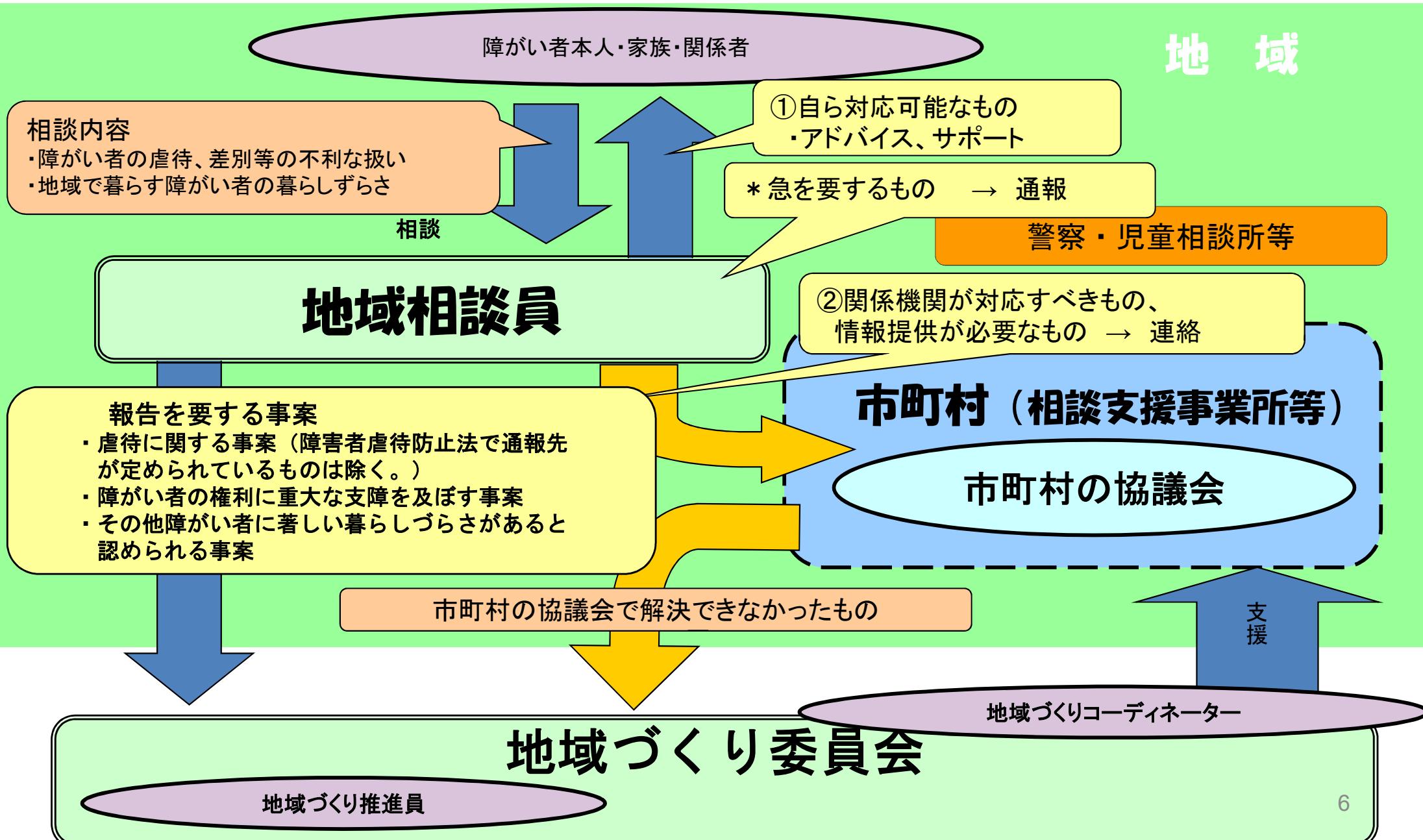


## ② 市町村や地域づくり委員会とのつなぎ役



# 地域相談員の相談業務

役割：障がいのある方々や家族等と地域の支援機関をつなぐ



- 地域相談員の日常的な連絡（連携）先は
  - 地元の市町村（障がい福祉担当）
  - 地域づくり委員会事務局（各総合振興局（振興局））
- ※ 暮らしづらさなどの相談は、地域の支援機関につながることで解決に向けた取り組みが始まります。  
まずは市町村との連絡を密にしましょう。
- その他の地域相談員の協力（連携）者は
  - 地域づくりコーディネーター
- ※ 地域の課題解決に支援してくれるコーディネーターは、相談の窓口となる皆さんの協力者です。
- 地域相談員に求められる事務
  - 相談業務の記録
  - 地域相談員活動報告（翌年度4月末日まで 市町村長へ提出）

# 地域相談員の業務に当たって

## 1 お住まいの市町村との緊密な連携

(1) 虐待(虐待を発見した場合は市町村に通報してください。)、権利に重大な支障を及ぼす、著しい暮らしづらさがあると認められる事案については、地域づくり委員会に報告することとなっていますが、初めから委員会に報告する事案かどうかの判断が付きかねると思われますので、まずは、お住まいの市町村の相談支援担当部署に連絡を取り、事案の扱いの調整を行うなどの連携を図るようお願いします。

状況に応じて地域づくり委員会事務局(総合振興局社会福祉課)へ照会を行い、その上で協議することとしてください。

(2) 市町村においては、地域の相談支援業務を担っていることから、地域相談員から連絡があれば、地域で解決できる事案かどうかも含めて適切な対応をするとともに、住民に対する相談員の周知を行っていただきたい。

## 2 相談員の守秘義務

設置要綱にもありますが、業務上知り得た個人情報や秘密は関係者以外には漏らすことのないようにお願いしたい。また、退任後も同様に漏らすことのないように特に留意願います。

## 2 障害者総合支援法の概要

# 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

## 1. 趣旨

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

## 2. 概要

### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

### 3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

## 4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図るために支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

# 題名・目的・理念

- 改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

【平成25年4月1日施行】

## 目的の改正

- 「自立」の代わりに、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記。
- 障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする。

## 基本理念の創設

23年7月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた、

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
- ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な(中略)支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会の確保
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去

といった重要な考え方を新法の理念としても規定することとしたもの。

## 題名

「障害者自立支援法」

「障害者総合支援法（※）」

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

# 障害者・障害児の定義(第四条第1項第2項)

## ＜法の対象となる「障害者」＞

- ①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ②知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ③精神障害者福祉法第5条に規定する精神障害者  
(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む)
- ④治療法が確定していない疾病その他の厚生労働大臣が定める特殊の疾病により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者

なお、これらに該当する18歳未満の者は「障害児」として区分される。

④は、難病患者等が該当し、平成25年度から障害福祉サービスの対象となった。

## ＜障害児の範囲＞

法の対象となる「障害児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。その範囲は、18歳未満の者であって上記の①～④と同様。

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

## 1. 趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 2. 概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域 生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの 者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようとする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長による医療保護入院を中心に行い、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。  
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

## 3. 施行期日

令和6年4月1日(ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日)

### 3 障害者虐待防止法の概要

# 障害者権利条約の批准

- ・平成18年12月 国連が「障害者権利条約」を採択(平成20年5月発効)
- ・平成19年 9月 日本が「障害者権利条約」に署名
- ・平成21年 3月 「北海道障がい者条例」公布(平成22年4月全面施行)
- ・平成23年 6月 障害者虐待防止法の成立(平成24年10月施行)
  - 7月 障害者基本法の改正
- ・平成25年 6月 障害者差別解消法の成立(平成28年4月施行)
  - 障害者雇用促進法の改正
- ・平成26年 1月 障害者権利条約の批准
- ・令和 3年 6月 障害者差別解消法一部改正法の公布(令和6年4月施行)

## 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

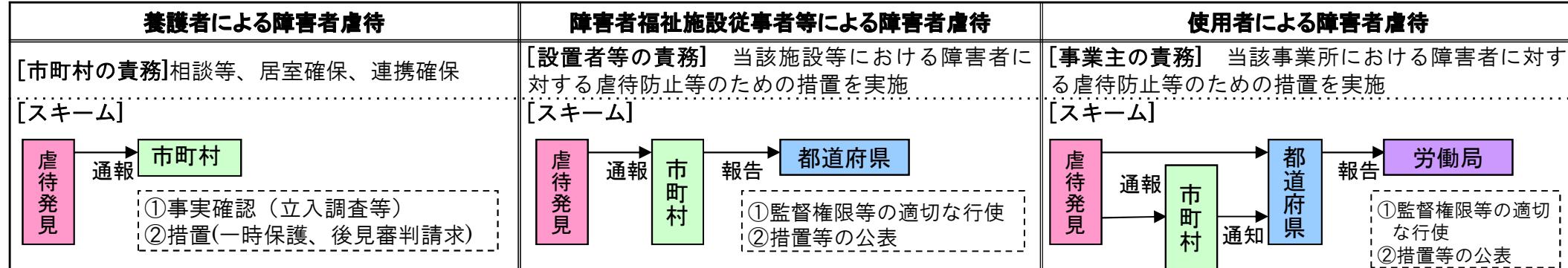
## 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
  - ①養護者による障害者虐待
  - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
  - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
  - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
  - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
  - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
  - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口にいれる</li> <li>・やけど ・打撲させる ・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)</li> </ul>
性的虐待	<p>性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性行 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする</li> <li>・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する</li> </ul>
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れないと子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しているのに意図的に無視する</li> </ul>
放棄・放置	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない</li> <li>・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する</li> </ul>
経済的虐待	<p>本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。</li> </ul>

# 虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

# 通報義務の開始

「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、  
速やかに通報しなければならない。」

## ●ご家族などの場合

- ・施設から帰ってきたらアザができていた…
- ・知り合いの家族が、障害のある家族を…

## ●障害者福祉施設・事業所の場合

- ・家から施設に来たらアザができていた…
- ・ホームヘルパーで訪問しているお家で家族が…
- ・モニタリングで行った施設で虐待を受けているのを感じた…
- ・大学等の実習生が、施設で虐待を発見した…

# 障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

## 「養護者」とは

- ・「障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義。
- ・身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
- ・同居していないくとも、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

## 「障害福祉施設従事者等」とは

法律上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	・障害者支援施設 ・のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを経営する事業 ・福祉ホームを経営する事業  (厚生労働省令で定める事業) ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業	 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助

\* 障害児入所施設については、通報義務も含め児童福祉法で規定。

## 「使用者」とは

- ・障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者。

# 市町村の役割と責務

## 市町村障害者虐待防止センター

- ①
    - ・養護者
    - ・障害者福祉施設従事者等
    - ・使用者による障害者虐待
  - ② 養護者による障害者虐待の防止  
養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
  - ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発
- 】 通報・届出の受理

- ・休日や夜間の連絡体制
- ・業務の全部又は一部の委託可  
※市町村の担当部局との常時の連絡体制を確保する必要
- ・住民や関係機関への周知  
※市町村障害者虐待防止センターの電話番号等  
※休日・夜間対応窓口

### 養護者による障害者虐待について

- ・関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
- ・通報又は届出に対する速やかな安全確認、事実確認、対応の協議
- ・立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- ・養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置
- ・虐待を受けた障害者を保護するための措置と、そのための居室の確保
- ・保護した障害者の養護者の面会の制限
- ・成年後見制度開始の審判請求

### 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の事実確認等
- ・通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告
- ・社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使

### 使用者による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知

# 都道府県の役割と責務

## 都道府県障害者権利擁護センター

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介
- ④ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援

- ・休日や夜間における連絡体制の確保
- ・業務(②を除く)の全部又は一部を委託することができる。
- ・住民や関係機関に周知
- ・使用者による障害者虐待の通報窓口であることや都道府県の担当部局の周知
- ・休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知

## 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ・社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の措置等の公表

## 使用者による障害者虐待について

- ・使用者による障害者虐待の都道府県労働局への報告

## 参考：【北海道障がい者権利擁護センター】

- 電話相談（電話番号：011-231-8617）
- 専門相談
  - ・ 法律相談（面談、電話及びオンライン（予約制））
  - ・ 医療相談（電話及びオンライン（予約制））
- 虐待防止のための普及啓発
  - ・ パンフレット等の作成
  - ・ 研修会の開催
- 虐待事例の情報収集、分析等々

虐待通報・相談

### 対応方針等の検討

- ・ 地域支援係を中心とした検討（管理職含む）

### 対応方針等の決定

- 市町村・振興局への情報提供
- 北海道労働局への報告等々

# 4 障害者差別解消法の概要

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

令和3年6月4日公布の法改正により民間事業者の合理的配慮の提供が義務へと改められた

## I. 差別を解消するための措置

### 差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等  
民間事業者

法的義務

### 合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等

法的義務

民間事業者

努力義務⇒  
法的義務へ

### 具体的な対応

(1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する**基本方針**を策定（閣議決定）

(2) [国・地方公共団体等  
事業者] ⇒ 当該機関における取組に関する**対応要領**を策定  
⇒ 事業分野別の**対応指針**（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

#### 実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

## II. 差別を解消するための支援措置

### 紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

### 地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

### 啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

### 情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

## 障害者差別解消法の目ざすもの

障がいのある人への  
差別をなくすことで、

障がいのある人もない人も  
共に生きる社会をつくること

# 障害者差別解消法における差別の禁止

主体	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関等	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	努力義務⇒法的義務※

合理的配慮の実施に伴う負担が過重であるとき、たとえば、費用が大きすぎて現実的に不可能な場合などは、まずできない理由を説明し、その他のやり方を工夫し考えるなどして、理解を得ることが重要です。

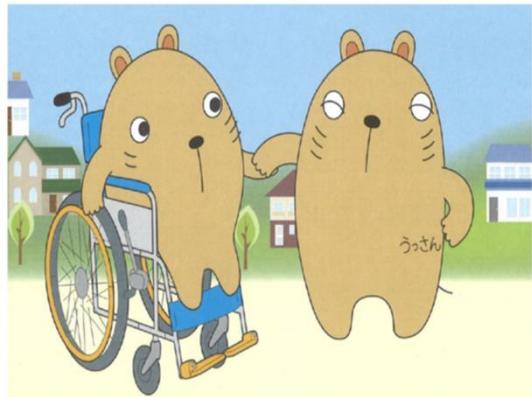
※令和3年6月4日公布の改正法により、民間事業者の合理的配慮の提供についても努力義務から義務へと改められた。  
(令和6年4月1日施行)

# これまでの道の取組状況

障がい当事者や関係者の意見を伺いながら、取組を進めてきた。

- ①地方公共団体等職員対応要領の策定
- ②相談・紛争防止等の体制整備
- ③障害者差別解消支援地域協議会の設置
- ④普及啓発(障害者差別解消法、障害者虐待防止法、北海道障がい者条例)

## 障がいのある方への よりよい対応ができるサポートブック



北海道

## 目 次

1 障害者差別解消法の趣旨 ······	1
2 障がいのある方への対応の基本 ······	3
3 障がいへの理解 ······	4
(1) 視覚障がいのある方 ······	4
(2) 聴覚・言語障がいのある方 ······	6
(3) 肢体不自由のある方 ······	9
(4) 内部障がいのある方 ······	11
(5) 知的障がいのある方 ······	13
(6) 発達障がいのある方 ······	15
(7) 精神障がいのある方 ······	17
(8) 難病等である方 ······	19
4 具体的な場面での配慮 ······	21
(1) 入口付近での配慮 ······	21
(2) 相談や説明時の配慮 ······	22
(3) 手続き時の配慮 ······	23
(4) 会議開催時の配慮 ······	24
(5) 講演会・フォーラムなどのイベント開催時の配慮 ······	25
(6) パンフレットなど広報資料として発信するものの配慮 ······	26
(7) アンケートなど調査実施時の配慮 ······	27
(8) 身体障害者補助犬について ······	28

※ 職員対応要領については、次のホームページで公開しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/yoriyoitaiougadekirupe-zi.html>

# 5 北海道障がい者条例の取組

名称 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び  
障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例  
(略称 北海道障がい者条例)

公布日 平成21年 3月31日

施行日 平成21年 3月31日 (第1、2、9章)

平成21年10月 1日 (第3章)

平成22年 4月 1日 (第4~8章 全面施行)

※ 平成24年3月30日、平成25年4月1日、  
平成28年4月1日 一部改正

条例の目的 (北海道障がい者条例 第1条)

この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかな  
る差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推  
進するため、(略) もって北海道の障がい者及び障がい児  
の福祉の増進に資することを目的とする。

## ◆ 条例に基づく施策の実施に当たっての基本的考え方

「障がいのある人が当たり前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に配慮しながら、条例に基づく施策の推進を図ります。

- I 障がい者の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- II 地域の課題解決力を高め、障がい者が必要とする支援の確保を図ることにより、地域間格差の是正に資すること。
- III 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること。
- IV 条例に基づく施策の実施状況等を広く道民に公表し、障がいや障がい者に対する道民の理解の促進を図ること。

## ◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策の柱は3つです。

### 1 障がい者の暮らしやすい地域づくりを進めます。

- 地域づくりガイドラインの作成
- 地域づくりコーディネーターの配置



### 2 地域で生き生きと暮らせるよう、働く障がい者を応援します。

- 北海道障がい者就労支援推進委員会の設置
- 就労支援推進計画の作成
- 障がい者就労支援企業認証制度
- 指定法人制度



- 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の設置
- 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部の設置

### 3 障がい者の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます。

- 虐待、差別及び不利益扱いの禁止
- 立入調査・改善指導・勧告等の重大な権利侵害に対する強制措置



条例の3つの柱

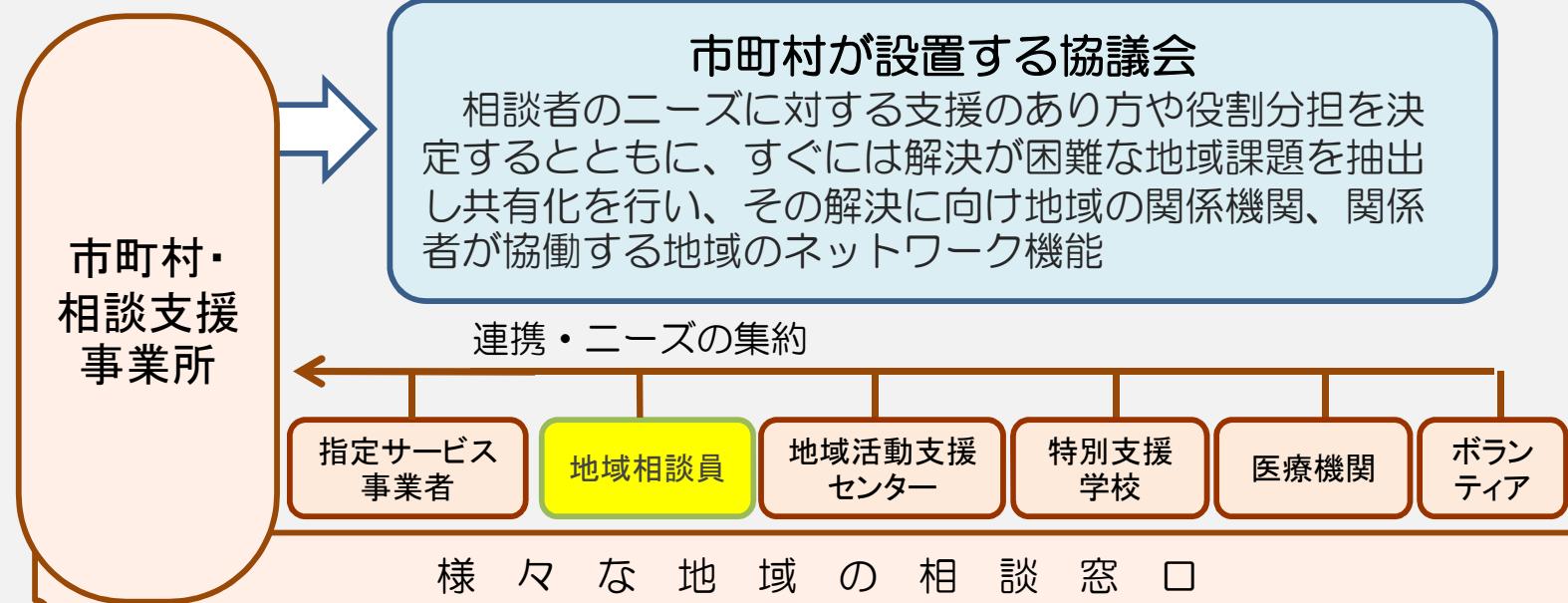
i 地域づくりの推進

# 暮らしやすい「地域づくり」を、どう進めるのですか？

市町村が進める地域の相談支援体制づくりなどを支援します。

## 地域の相談支援体制

市町村



障がい者・家族等

# 障がい者が暮らしやすい地域づくりに向けた取組

## ■条例に基づく道の取組

- 市町村レベルで求められる障がい者支援機能に関する基本的指針として「地域づくりガイドライン」を策定。

[ガイドライン事項 条例第23条] 相談支援体制の確保、市町村の協議会の設置・運営、地域資源等の把握、地域住民による支援体制の確保、地域による就労支援、など

- 市町村が進める地域の相談支援体制づくりを支援する「地域づくりコーディネーター」を21障がい保健福祉圏域に配置。



## 〔めざす姿〕

障がい者が安心して暮らすことができる地域の相談支援体制づくり

- 日常生活の中での困りごとから発生するニーズをしっかりと受け止める相談窓口
- 地域の様々な支援を行っている事業者や関係者が連携し、ニーズに添った必要な支援につなぐネットワーク（市町村が設置する協議会）

条例の3つの柱

**ii 障がい者に対する就労の支援**

# 就労支援は、どう進めるのですか？

地域で働くことに挑戦しようとする障がい者と  
その障がい者を支えようとする企業等を応援する施策を推進します。

- 障がいのある方が地域で生き生きと暮らすためには、就労の確保が重要であり、北海道障がい者条例では、次のような取組みを進めます。
  - 1 企業を含め、幅広い関係者が参画し、障がいのある方の就労支援の施策を検討する「北海道障がい者就労支援推進委員会」を設置します。
  - 2 地域で働くことに挑戦しようとする障がい者とその障がい者を支えようとする企業等を応援するため、障がい者の就労全般を包括的に支援する就労支援推進計画（北海道働く障がい者応援プラン）を策定します。
  - 3 障がい者の就労を支援する企業を「認証」する制度により、就労支援の輪を広げていきます。
  - 4 民間のノウハウを活用し、一元的に就労支援施策を推進する体制の核となる指定法人（トータルサポートセンター）を設置します。

## ■ 計画推進のための具体的方策

### I 道民、企業、行政等の応援体制づくり～理解の促進

- ・障がい者の就労に関する道民や企業への情報提供
- ・企業と連携した就労支援の取組促進～障がい者就労支援企業認証制度、アクション登録制度
- ・民間ノウハウを活用した就労支援推進体制の確立～指定法人制度の導入

### II 福祉的就労の底上げ～工賃の向上

- ・収益向上：経営コンサルタントの派遣、原材料の共同購入などの事業所間の連携推進
- ・販路拡大：企業等からの仕事の受注や分配を行う「共同受注システム」を活用したマッチング事業の実施、専用ホームページ「ナイスハートネット北海道」によるマッチング、「地域スタッフ」による営業活動

### III 一般就労の推進～一般就労への移行促進

- ・障がい者就業・生活支援センターを中心とした地域のネットワークの充実
- ・関係機関の連携による一般就労に向けた包括的な支援

### IV 多様な就労の場の確保～働く選択肢の拡大

- ・地域特性等を活かした就労機会の確保
- ・企業から請け負う作業を当該企業内で行う施設外就労等の推進

条例の3つの柱

*iii* 権利擁護

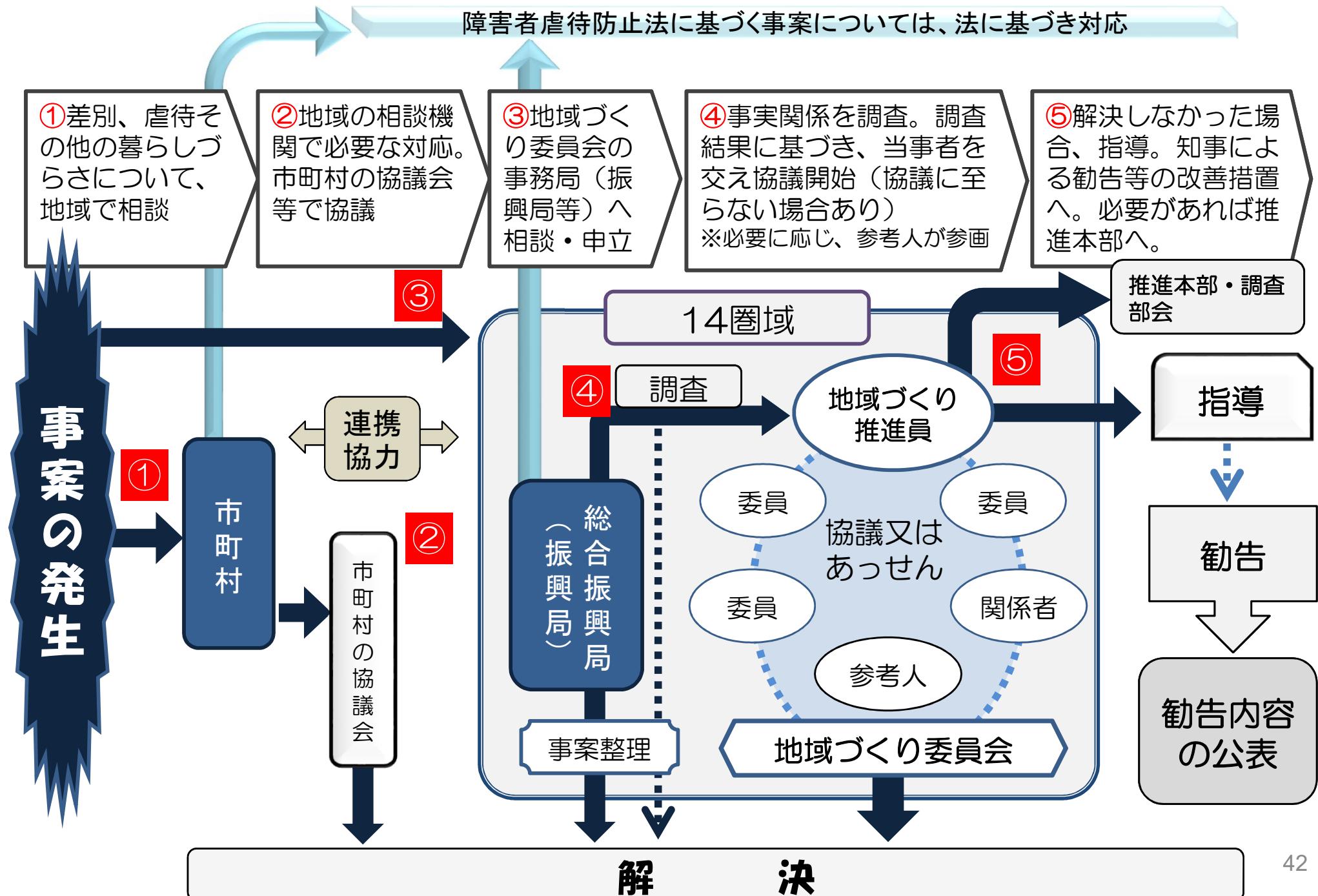
# 虐待や差別などの暮らしづらさに対し、どのように取り組んでいくのですか？

地域づくり委員会が虐待や差別、地域の暮らしづらさなどについて、中立公平な立場から関係者との話し合いにより課題の解決をめざします。

## ■ 地域づくり委員会の構成等

- 1 地域づくり委員会の委員は、障がい者、地域住民、学識経験者、行政機関の職員のうちから、10名以内の委員を知事が委嘱します。
- 2 地域づくり推進員は、条例第46条の規定に基づき地域づくり委員会を主宰（第46条）し、調査（第47条）、指導や知事に改善勧告を行うよう求める（第48条）といった役割を担い、知事が任命します。
- 3 地域づくり委員会は、地域づくり推進員と地域づくり推進員が指名した3名以上の委員により、事案ごとに組織されます。  
ただし、虐待や重大な権利侵害などに該当する事案では、地域づくり推進員は、5名以上の委員を指名し、地域づくり委員会を開催しなければなりません。

## 差別・虐待などの事案への対応の流れ



# 市町村と地域づくり委員会の連携・協力

## 【地域課題等（特定事案以外の事案）】

- 地域課題の把握
- 地域づくり委員会への参考人としての参加
- 地域づくり委員会での協議を踏まえた対応

地域課題の把握に当たっては、次の点も踏まえ、市町村と十分な連携・協力することが重要。

- ・条例第2章各条に掲げる施策
- ・条例タウンミーティングにおいて集約された意見
- ・障がい福祉計画、等

## 【特定事案】

- 虐待等を受けている障がい者の迅速な保護
- 地域づくり委員会への参考人としての参加
- 地域づくり委員会での協議又はあっせん後の障がい者に対するフォローアップ

## 地域づくり委員会で協議された 地域課題の例

- ◆ 障がい者が暮らしやすい地域における支援体制づくりについて
- ◆ 自立支援協議会の活性化について
- ◆ 災害時において障がい者が抱える困難
- ◆ 障害者差別解消法について
- ◆ 障がいのある方と地域住民の相互理解
- ◆ 障がい者の地域への社会参加について
- ◆ 権利擁護の推進について
- ◆ 障がい者への理解促進について
- ◆ 就労支援体制について
- ◆ 相談支援体制の充実・強化について

## これまでの地域づくり委員会への 申し立て・相談事例

- 学校で、障がいを理由に部活動への参加を制限されている。
- 電動車いすでのバス利用で、乗車拒否を受けた。
- 手話通訳者を介して、電話での契約プランの解約ができなかった。
- 視覚障がいのため、乗合バスの乗車口付近で車外放送が流れず、乗りたいバスかわからない。
- 精神障がい者は、公共交通機関の割引が行われていない。
- 空港の保安検査場で筆談に応じてほしい。機内放送の情報を失聴者に周知できるようにしてほしい。